平成３０年（フ）第８６７号
大阪市淀川区新高２丁目５番20号
債務者　汽電工業株式会社
代表者代表取締役　畠山　準一
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤野　恵介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月４日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２号
栃木県栃木市樋ノ口町396番地１
債務者　有限会社ナマイ
代表者代表取締役　生井　寛成
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩間　光朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月５日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成３０年（フ）第６１号
奈良市高天町38番地の５佐川第一ビル303号
債務者　有限会社司宝
代表者代表取締役　櫻井　敬祐
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月６日午前10時
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第１３１号
京都市南区吉祥院中島町30番地12
債務者　有限会社パフィーライフ
代表者取締役　松本　憲幸
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩見　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月13日午前10時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１５７号
京都市中京区麩屋町通三条下る白壁町440番地
債務者　株式会社京都グローバル
代表者代表取締役　安田　篤史
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井越　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月13日午後１時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３１号
北海道中川郡幕別町寿町88番地４
債務者　株式会社北海道電機ソーラーシステム
代表者代表取締役　清原貴代則
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　圭只
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月14日午前11時20分
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成３０年（フ）第４３号
山梨県甲府市国母２丁目10番12号、前本店所在地山梨県甲府市相生１丁目２番14号
債務者　有限会社山梨舞台芸術センター
代表者代表取締役　小谷　　哲
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　泰徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月15日午前10時
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４５２号
横浜市港北区岸根町413―１
債務者　千代田ラボシステムズ株式会社
代表者代表清算人　米田　憲司
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　一平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月18日午後１時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６１号
埼玉県川越市小ヶ谷781
債務者　有限会社勝本工業
代表者代表取締役　勝本　和義
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　寛太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月20日午後３時
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１５号
新潟県胎内市乙805番地１
債務者　日本海乙コーポレーション株式会社
代表者代表取締役　杵鞭　隆二
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　犬飼　善和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月20日午後１時30分
新潟地方裁判所新発田支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第３７号
岩手県宮古市八木沢１丁目３番20号、旧住所秋田市外旭川字在家14番地10
債務者　山口　　穣
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　良啓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月７日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

平成３０年（フ）第５１号
秋田県能代市浜通町１番45号
債務者　網　　幸太
1　決定年月日時　平成30年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　和人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１９２号
横浜市鶴見区生麦１丁目８番８－２号　カパルアガーデン生麦201
債務者　酒匂　義典
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野木　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月16日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７号
愛媛県新居浜市本郷２丁目６番124号　神野マンション124号室、前住所愛媛県四国中央市豊岡町豊田157番地１
債務者　加藤恵美子
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡林　義幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
松山地方裁判所西条支部

平成３０年（フ）第２０号
佐賀県武雄市山内町大字犬走2798番地１
債務者　古賀　　勇
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫻田　康則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第１２号
宮城県白石市鷹巣東１丁目１番11号
債務者　大野　亮太
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　檜山　公彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
仙台地方裁判所大河原支部